

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和5年5月25日(木) 午後1時30分～
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 1階 研修室1～4

出席委員

| | | | |
|-----------|----------|-----------|----------|
| 会長 西坂 秀徳 | 1番 迎 幸枝 | 2番 宮脇喜八郎 | 3番 福田 光宏 |
| 4番 出口 武美 | 5番 林田佐知雄 | 6番 欠 席 | 7番 森 計人 |
| 8番 欠 席 | 9番 入江 政幸 | 10番 川井 一生 | 11番 森田 誠 |
| 12番 清心由紀美 | 13番 森 重幸 | | |

事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏 書記 前田 篤史 木場 香 中山 楓

3. 議事録署名委員の指名について
4. 報告事項
予定なし
5. 議 事
議案第3号 農業経営基盤強化促進事業による権利設定について
議案第4号 農地中間管理事業による農地利用集積計画について
6. その他
相続土地国庫帰属制度のご案内について

| | |
|-------------|--|
| <p>事務局長</p> | <p>令和5年度の総会を開催いたします。開催に際しましてちょっとご報告があります。先週会長事務局長会が雲仙の方で行われてますけども、その場でですね、昨年度の農業新聞の購読数を達成したという事で、農業会議所から表彰を受けております。昨年度目標の64で実際が69という事で達成率が高かったという事で、表彰を受けました。</p> <p>そのおかげで今年はまた目標が64から69になっておりますので、よろしくお願いします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>皆さんこんにちは。先月のですね4月の総会におきましてはちょっと仕事という事で、欠席で大変申し訳ございませんでした。また5月から始まったわけですけども、今月からまたよろしくお願いしますと思います。</p> <p>今、局長の方からですね話がありましたように、15・16日が県の会議がありまして、17日が県央の総会という事でございました。今、ご紹介いただきましたように新聞の方で清心部会長さんが一生懸命推進してくださったおかげで表彰を受けまして本当にありがとうございました。</p> <p>また目標は高くなりましたけどちょっと今後ともよろしくお願いしますと思います。あの、全国的になかなかですね農業新聞の購読者数も少ないということで その中で表彰ということですね。</p> <p>今後ともちょっとそういう形で、よろしくお願いします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>それでは早速始めさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは議事録署名委員の指名についてという事で、2番宮脇委員、それから3番福田委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。</p> <p>報告事項はございません。それでは早速5番の議事に入りたいと思います。</p> <p>議案第3号農業経営基盤強化推進事業による権利設定についてということで事務局よりお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>3ページご覧ください。基盤強化法第18条第2項の規定による農地利用集積計画(所有権移転)について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。</p> <p>1件です。所有権移転売買です。菅無田郷の1525、1559。田2筆、計2筆3,668㎡。売買となっております。利用目的は右の方に書いてありますけども、田施設園芸で、ハウスでキクを栽培しております。下の方に書いてありますけども、以前よりハウスが建っており、借りていたという状況でした。備考欄に書いてありますけども、売買で2筆で200万円、逆に直すと約54.5万円になります。なおですね菅無田郷1525と隣接する1517は譲受人のお父様の名義となっております。</p> <p>4ページに地図がございませけれども、下の方の大きい方で見て頂くと、1525とちょっといびつな形ですけども、そのすぐ下に1517があつて、ここは実質立体的に使うところなんですけども、下の方だけもう既に自分の経営地となっているということです。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>実際使っている 1559 と 1525 は譲渡人さんの名義になっている分は今回買うという内容になっております。説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>はいありがとうございました。この件につきまして地元の委員さんから何か説明とか補足とかございましたらお願いします。</p> |
| 菅田委員 | <p>5 番の菅田です。 先日、譲受人さんからちょっと話があるということで、私と当人と譲渡人の息子さん、息子さんは今こっちに不在ですもんね。その時は来られないちゅうことで、そいで来てもらって息子さんと 4 人で受人さん宅で話しました。そいでこのように決まっておりますけど、以前からずっともう、最初から買おうという田んぼはずっと借りとらしたですもんね。それをもう親父さんがだいぶ弱られたので息子さんがこっちにおりますので来た時、買ってくれないかという話がありまして、その時話した時、両方とも和解がありました。ずっと借りてありましたですけど、受人も値段が決まって良かったねと言ってました。以上です。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございました。 今の菅田委員さんのご説明がありましたけれども、その他また推進委員さんの方から質問とかご意見等ございましたらお受けしますけども、ないでしょうか。 ないようでしたら採決に入りたいと思います。この件に関しまして異議なしという事で認めるという事で賛成の方は挙手を持ってお願いします。 (挙手多数)</p> |
| 議長 | <p>はいありがとうございます。全会一致で許可することといたします。</p> |
| 議長 | <p>続きまして、議案第 4 号農地中間管理事業による農地利用数隻計画についてという事で 5 件あります。事務局よりお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>はい、5 ページご覧ください。 農地中間管理事業法第 19 号の 2 (農地利用集積計画一括方式) ということでちょっと今までと議案の形が変わっているので別でお配りしている資料①って書いてあるものをちょっと見て頂いていいですかね。5 年度の改正に伴いましてですね、ちょっとここが変わってきますので、簡単に説明をさせていただきます。 資料を見て下さい。まず右上に資料 1 で書いてある方が表なんですけれども、令和 5 年度の基盤強化法の改正に伴いまして、まず令和 4 年度までの貸し借りの方式 3 つございます。農地法第 3 条、これは農業委員会の許可により貸借権及び所有権を設定できる内容となっております。基本はこの農地法第 3 条によるんですけども、下の 2 番、3 番を使う場合は農地法の許可を受けなくていいですよとなっております。 2 番、農業基盤強化促進法、町の農地利用集積計画に基づき、貸借権・所有権を設定。町がですね公表をすることによって、契約の効力が発生するものとなっております。</p> |

認定農業者ですね、町の基本構想というのがあるんですけども、労働時間とか所得水準とかですね、そういうのを定めた基本構想水準を満たすものが利用可能な貸し借りのあるいは所有権移転の方式となっております。これが農地利用集積計画ということでまさに簡単な図ですけども、Aさんが所有者、貸人として、Bさんが借り人ですね。こういった場合の貸し借りをこの計画で結びつけるという内容となっております。で、農業委員会としては、この内容について意見を求められますので、それについてですね総会で諮って何かないですかということで話し合いをしてる状況です。

3番がですね農業基盤強化促進法のうち農地中間管理事業ですね。長崎県農業振興公社（農地中間管理機構）が間に入って契約を成立するというので、2番と一緒になのが赤枠の部分ですね。

Aさんから、振興公社への貸し付けは農業経営基盤強化推進法に基づいて行うこと。その後、中間管理機構とBさんとの契約については農地中間管理事業の推進に関する法律が機構法。右下の方に書いてますけどもこの法律に基づいて成立しているということで、この2つ別々の法律に基づいてですね、設定をしているというようなものになっております。これが今までですね。で、裏面です。

令和5年度からの貸し借りの方式ということでまず一番上の農地法第3条、これは変わらないんですけども、ただし、前から言っております通り面積要件が廃止となりましたので、10a未満の方でも借りることができるというふうになっていっております。

2番目ですね。農業経営基盤強化促進法、これがですね、原則令和5年度から廃止となります。

これに基づく貸し借りの方式がですね、廃止となりました。下、ちょっと書いてますけども、少し前から話をしてるんですけども、地域計画っていうのを令和6年度までに策定することとなっております。これがですね策定公告公表ですねされるまでは利用できますよという時限措置が取られております。なので最長令和7年の3月までは使うことができると、町がいつまでにこれを決定するかというのはまだ決まっていないうんですけども、おそらくそのぎりぎりまで伸ばすだろうという頃で、あと2年間はこの方式での貸し借りに使えるということですけども、一応もうなくなっていくのも覚えておいてください。令和6年度以降は当然この方式での対策はできなくなると。これはもう確実にできなくなるとなっております。ただしですね、終期がもう既に令和10年とか15年とかなっているものはですね、その終期が来るまではその契約は有効となっております。

なので、令和7年の3月までに契約したものは、終期が来るまでは生きていくというような状況になります。

ただ、終期が来ればもうそのまま更新っていうのは不可能っていうことになります。

3番ですね、農地中間管理事業の推進に関する法律、さっきちょっと言ったんですけども、これに基づいて貸し借りをすると2番の方が無くなってこっちをちょっと拡充するような形になっております。

Aさんから公社が借りる農地利用集積計画ですね、所有者さんから農地中間管理機構

| | |
|---------|--|
| 12 : 40 | <p>は借りるところの法律が、今回の改正であと2年で無くなるというふうになっておりますので、上と下に2段書いているんですけども、上の方赤枠の部分があと2年は使えるけどもこれはいずれ無くなると。下の方はですね、今回議案に上げておりますけれども一括方式というやり方ですね、もう一つの農地中間機構法（機構法）という改定の法律に基づいて全部設定するというふうになっておりまして、いずれはこれ一本になっていくということで、町としては上の方じゃなく下の方を推進していく方が先があるという事で2番のやつもですね、後2年使えるんですけども、基本的に貸し借りをする場合はこの一番下の農地利用集積等促進計画という計画が新しく出来ましてこれに基づいたやり方をしていくという方針になっております。ちょっとわからないかもしれませんが、要は真ん中のやつは無くなって、中間管理のやつがちょっと読み方が変わるというような内容になっております。</p> <p>また何かあれば後でお尋ねください。それでは議案の方に戻ります。</p> |
| 事務局 | <p>5 ページご覧ください。まず1件目から3件目までが同じ借受人となっておりますのでちょっと一括して説明をしていきます。駄地郷 60-1、385-2 田計2筆で1,903㎡で使用貸借権の設定です。貸付人から、公社を通じまして借受人さんに5年間の貸付、水稻の経営拡大のためとなっております。</p> <p>2番目が駄地郷 385-1、388、389。田3筆、計4,912.00㎡で、こちらも使用貸借権の設定で、貸付人さん外1名が奥さんですね、が公社を通じて、同じく借受人さんの貸し付けを使用貸借で令和4年度まで借りていた農家さんが3月に亡くなられておりますけれども、耕作困難となり新規で借り受けますということで水田を借り受けるというような内容です。</p> |
| 議長 | <p>はいありがとうございます。それではまず1番から3番までについてですね、地元委員さん推進委員さん、補足とか説明とかございましたら、よろしくお願ひしたいと思っております。</p> |
| 林田委員 | <p>5番の林田です。この件は今年の初め頃、令和4年度まで借りていた農家の方から私の方に連絡が来て、もうちょっと作れないということで、人探しですね。</p> <p>借受人がですね、自分が作りたいと申し出がありまして、今回ですねお話をしてですね、中間管理機構を一応借りたらどうだろうかということで説明してました。貸付人さんのところはですね一昨年までは亡くなった農家の方が作ってるんですけど、去年1年間はですね、もう解約するというので1年間は休耕になってましたけども、今回ですね、2番の貸付人さんの方も刈るということで、1番の貸付人の方も作ってくれんやろうかと尋ねましたら、いいですよということでいただきましたので一応2件ですね今回新しく借受人さんの方が作ってもらいました。</p> <p>3番はちょっと私はちょっと八反田郷ですので関わってないですもんね。上の2件は私がしたんですけども。上の2件は規模拡大ということで話がありましたので一応そういうふうに致しました。以上です。</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>はいありがとうございました。その他委員さんから質問とかご意見ございませんでしょうか。</p> <p>ないようでしたら採決の方に入らせてもらってよろしいでしょうか。はい 1 番から 3 番までにつきまして許可相当と思われた方挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> |
| 議長 | <p>はいありがとうございます。全会一致ということで進めさせていただきます。</p> |
| 議長 | <p>それでは 4 番につきまして事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>はい 6 ページ下の段ですね。彼杵宿郷 2344、2348-1。畑 2 筆 5,129 m²。賃貸借権の設定で、公社を通じましての貸付となっております。10 年間で右の備考に書いてありますけれども、反の 5000 円。みかんを生産予定で、支払いの開始は令和 7 年 12 月からを予定されております。経営規模の拡大のためとなっております。なお図面はですね、11 ページに付けております。以前からいらっしゃる委員さんは知ってらっしゃる通り、目揃え会とか結構していた圃場です。冬は玉ねぎとかを生産されていた畑になります。説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>今説明がありましたように、場所的にはですね大体わかりましたかなと思います。すぐ近くですね、地元委員として行うべきことになるわけですが、貸付人がですね、もう茶畑だったんですけど、野菜を育てていて、どうも誰かいないかどうかということで、借受人がみかんを栽培するという事で話がまとまってきております。ということで特段問題ないかと思えますけど委員の皆さん何かご意見等ございませんでしょうか。ご質問等ありましたらお受けしますけども大丈夫でしょうか。無いようでしたら採決に入らせてもらっていいでしょうか。それでは 4 番に関しまして許可相当と思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございます。</p> |
| 議長 | <p>続けて 5 番につきまして事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>はい 7 ページをご覧ください。木場郷の 655-1、731、783-1、874、923、925。田 6 筆 4,264 m²。使用貸借権の設定で、公社を通じましての貸付となっております。3 年間で右の備考に書いてありますけれども、契約更新です。図面につきましては 12 ページ 13 ページですね。</p> <p>783-1 とかはちょっと条件は悪いんだけどということで全体的にまとめて借りてておりますということで話を伺っております。</p> <p>説明は以上です。</p> |

| | |
|----------------|---|
| 議長 | <p>はい、事務局から説明がありました通りですけどもこの件につきまして、説明とか補足とかございましたらお受けしますけども、何かないでしょうか。</p> <p>何もないようでしたら採決に入りたいと思います。</p> <p>5 番につきまして許可相当と思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> |
| 議長 | <p>はい、全会一致ということで許可いたします。</p> <p>それでは議事の方は以上で終わりになります。</p> |
| 20 : 10 事務局 | <p>(その後、相続土地国庫帰属制度のご案内についての説明 農業者年金パンフレット配布等のため省略)</p> |

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

議長

2 番

3 番